

## 平成30年度 第2回 知多市都市計画審議会 会議録

日 時：平成31年1月10日（木）午後2時00分～午後3時00分

場 所：知多市役所 3階 協議会室

出席者：委員

（市議会議員）大村聡、林正則、竹内慎治、島崎昭三

（学識経験者）新美範恭、早川昌典、竹内義博、長倉剛士、山元淳史

（市長が特に必要と認める者）吉房瞳、熊木富子、岡本一美

市長 宮島壽男（途中退席）

事務局 安永明久（都市整備部長）、勝崎哲治（都市計画課長）

松下祐一（副課長）、木村麻里、鳥井元将司、大矢みのり

欠席者：林茂弘

### 【事務局（都市計画課長）】

定刻になりましたので、平成30年度第2回知多市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中都市計画審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、都市計画課長の勝崎哲治でございます。審議会の事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで市長より、ごあいさつ申し上げます。

### 【市長】

皆さま方、あけましておめでとうございます。

急に寒くなってきましたけれども、今日は、知多市都市計画審議会に、大変お忙しい中、そして寒い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には、日頃から、都市計画行政に格別のご指導、ご鞭撻を賜りますことを、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本日審議していただきますことは、愛知県が進める区域区分の変更と都市計画区域マスタープランの変更、知多市が進める用途地域の変更、地区計画の変更、防火・準防火地域

の変更です。

来年の2020年に、知多市は市制施行50周年を迎えます。皆様方のお力をお借りして、やっと、この50年という大きな節目を迎えることとなりました。皆様方にも、これからはお世話になっていくこととなりますが、新しいまちづくりを進め、その先の100周年を目指して、総合計画を立てております。この大切な位置付けをしっかりと踏まえ、知多市が明るく元気なまちになるよう、皆様とともに全力で取り組んでまいります。

また、2027年には、リニア中央新幹線が名古屋に入ります。これに合わせ、中部国際空港と伊勢湾岸自動車道を結ぶ西知多道路も、2027年の全線開通に合わせて進められているところでございます。こうしたものが整備されてきますと、大交流時代が到来します。このインパクトを活かし、本市の活性化を先導するものとして、私の公約の一丁目一番地である朝倉駅周辺整備事業の協議をしております。本年度は具体化に向けた取組として、公民連携手法を導入する際に定める実施方針の検討、駅前広場の基本設計などを進めております。

このような、大きな節目を迎える年でございます。今後の都市計画行政につきましては、皆様方の貴重なご意見を頂戴し、しっかりと取り組んで参りたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課長）】**

ありがとうございました。

ここで、市長につきましては、他の所用があり、退席いたしますのでよろしくお願いいたします。

(市長退席)

**【事務局（都市計画課長）】**

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に皆様に配布させていただきました資料は、初めに、審議会次第、審議会委員名簿、総括図、続いて右肩番号1-1か

ら1-2までが議案第1号「知多都市計画区域区分の変更(愛知県決定)」、右肩番号2が議案第2号「知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(愛知県決定)」、右肩番号3-1から3-4までが議案第3号「知多都市計画用途地域の変更(知多市決定)」、右肩番号4-1から4-3までが議案第4号「知多都市計画新知七五三山地区計画の決定(知多市決定)」右肩番号5-1から5-2までが議案第5号「知多都市計画朝倉駅周辺地区計画の変更(知多市決定)」右肩番号6-1から6-2までが議案第6号「知多都市計画防火地域及び準防火地域の変更(知多市決定)」の関係資料、右肩番号7-1から7-2までが報告事項の資料でございます。

また、本日都市計画案等の縦覧結果を机上に配布させていただきましたのでよろしくお願いたします。

不足がございましたら、事務局にお申し出ください。

それでは、知多市都市計画審議会条例第5条第2項に基づき、会長の新美範恭委員に審議会の進行をお願いいたします。

**【議長】**

それでは、ただいまより平成30年度第2回知多市都市計画審議会を開会いたします。委員の皆さま方におかれましては、ご多忙の中、ご出席をたまわり、誠にありがとうございます。

本日の出席委員は12名でございます。会議開催のための定足数である委員数の過半数に達しており、審議会は成立しております。

それでは、議事に先立ちまして、本日の会議の議事録に署名していただく委員をご指名させていただきますと思います。議事録署名者には、林正則委員と熊木委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、みなさまのお手元の次第に沿って「2 審議」に入らせていただきます。事務局より議案の説明をお願いいたします。

**【事務局(都市計画副課長)】**

議案第1号「知多都市計画区域区分の変更(愛知県決定)」について、ご説明いたします。

知多都市計画区域区分の変更は、愛知県が決定する都市計画です。愛知県が作成した都市計画の案に対して、市へ意見照会があったため、本審議会にてご意見をお伺いするものです。区域区分を変更する箇所は、新知七五三山地区です。

はじめに、知多市の都市の将来像における新知七五三山地区の位置付けについてご説明いたします。

知多市では、第5次知多市総合計画を平成23年3月に策定し、将来の都市像を「笑顔つながる いきいき 緑園都市」とし、この都市像を実現するため、土地利用計画や都市施設の整備などの基本的な方針を知多市都市計画マスタープランに定めています。

右肩番号1-1の資料をご覧ください。新知七五三山地区は、市の中央に位置し、土地区画整理事業により整備された良好な住居系市街地に隣接するほか、都市計画道路東海知多線と都市計画道路知多刈谷線に隣接するとともに、公共交通機関のバス停が地区内にあり交通利便性が高い地区です。地区計画により医療や福祉施設等の公共公益的施設の集積を図るため、区域区分を変更し市街化調整区域から市街化区域に編入します。

右肩番号1-2の資料をご覧ください。新知七五三山地区は、公共公益的施設が集積した地区を基本とした、面積約9.7haの区域を市街化調整区域から市街化区域に編入いたします。編入する区域は、北側が水路及び道路の中心線、西側が道路の端、南側が筆界、東側が筆界及び道路の端でございます。

最後に、本日、お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。本案件につきましては、平成30年11月13日から11月27日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしましたが、縦覧者、意見書の提出とにもごさいませんでした。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

**【議長】**

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第1号「知多都市計画区域区分の変更（愛知県決定）」について、原案に対し、ご異議ございませんでしょうか。

【委員全員】

異議なし

【議長】

ありがとうございました。ご異議ないものと認めます。

次に、議案第2号 「知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（愛知県決定）」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局（都市計画副課長）】

議案第2号 「知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（愛知県決定）」について、ご説明いたします。右肩番号2の資料をご覧ください。

知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更は、いわゆる愛知県の都市計画区域マスタープランの変更です。

右肩番号2の資料の、1ページ目をご覧ください。都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、長期的な視点にたった都市の将来像を明らかにし、都市計画の基本的な方向性を愛知県が広域的な見地から定めるものです。①都市計画の目標、②区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針、③主要な都市計画の決定等の方針を定めることとなっております。

知多都市計画区域は、図面の赤い太枠で囲みました区域で、知多半島の5市5町で構成しております。なお、南知多町の離島は含んでおりません。

2ページ目をご覧ください。都市計画区域マスタープランの構成ですが、ご覧のとおり第1章から第5章で構成しております。順を追って説明いたします。

基本事項としましては、平成30年を基準年次として、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めております。

ただし、市街化区域の規模などは、平成42年を目標年次としております。

3ページ目をご覧ください。都市づくりの理念として、「時代の波を乗り越え、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ」を掲げ、都市づくりの基本方向として、①集約型

都市構造への転換、②リニア新時代に向けた対流の促進、③さらなる産業集積の推進、④安全安心な暮らしの確保、⑤環境負荷の小さな都市づくりの推進の5つを記載しております。

第3章では都市計画の目標を記載しております。「基本理念」として、「広域交流拠点や地域特性を活かした特色ある産業が充実し、魅力ある暮らしを支える都市づくり」を目指すこととしております。

4ページから6ページ目の上段は、先ほどの都市づくりの基本方針の内容を掲載しております。

6ページ目の図面をご覧ください。将来都市構造図であり、都市の拠点や土地利用、都市施設の将来像を示しております。知多半田駅、太田川駅、朝倉駅などの主要な鉄道駅周辺に商業・業務、医療、行政などの都市機能の集積を目指す都市の拠点を、中部国際空港・名古屋港に広域的な交流・物流拠点、衣浦港に物流拠点を位置づけております。

また、市街地・農地・工業地などの大まかな土地利用や、知多半島道路、西知多道路、鉄道などの広域的な交通軸、それを補完する道路のネットワーク、河川、公園、緑地などを示しております。

7ページ目をご覧ください。第4章では、「区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針」を記載しております。

(1) 「区域区分の有無」について、知多都市計画区域は、中部圏開発整備法における都市整備区域を含むため、都市計画法第7条1項により、区域区分を定めることとなっております。

(2) 「区域区分の方針」ですが、将来人口に関しては、知多・名古屋・尾張都市計画区域で構成する尾張広域都市計画圏を設定し、平成42年の都市計画区域内人口を約502万人、市街化区域内人口を約436万人と想定しています。

産業に関しては、平成42年の県内総生産額を約44兆円と想定しています。

人口につきましては、平成32年頃にピークに達すると見込まれますが、世帯分離や単身世帯と想定される若い世代の転入により、世帯数は増加する見込みであり、新たな住居

系市街地が必要となってきます。

また、産業につきましては、県内総生産は今後も増加する見込みであり、新たな産業系市街地が必要となってきます。

今後の市街化区域の編入は、住居系市街地については、想定した人口の範囲内で、産業系市街地については、想定した産業規模の範囲内で行うこととしています。

なお、今後も計画的な市街地整備の見通しが明らかになったものについては、随時、市街化区域に編入し、良好な市街地整備を図ってまいります。

8ページ目をご覧ください。第5章では、「主要な都市計画の決定等の方針」について、記載しております。

(1) 土地利用の方針として、住宅地については、公共交通の利用しやすい鉄道駅やバス停、市役所などの徒歩圏を中心に配置すること商業地については、中心市街地や生活拠点となる地区に、都市機能の集約を進め、集約型都市構造への転換を図ることとしております。

工業地については、伊勢湾岸自動車道、知多半島道路などのインターチェンジ周辺など、交通の利便性が高く物流の効率化の図られる地域、既に工場が集積している工業地の周辺に配置することなどを方針として記載しております。

9ページ目をご覧ください。

(2) 都市施設の交通施設として、高規格道路、空港、港湾の機能強化や地震の備えなどの方針を記載しております。

また、下水道および河川等としては、下水道・河川の整備や大規模地震への備え等が記載されています。

10ページ目をご覧ください。

(3) 市街地開発事業として、土地区画整理事業による住宅地や工業地の供給、市街地再開発事業については、民間活力による都市機能の更新等が記載されています。

(4) 自然的環境の整備または保全として、住民にとって身近な自然的環境の整備や保全の促進などを方針として記載しております。

最後に、本日お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。本案件につきましては、平成30年11月13日から11月27日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしましたが、縦覧者、意見書の提出はともにございませんでした。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

**【議長】**

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第2号「知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（愛知県決定）」について、原案に対し、ご異議ございませんでしょうか。

**【委員全員】**

異議なし

**【議長】**

ありがとうございました。ご異議ないものと認めます。

引き続き、議案第3号の説明を、事務局よりお願いします。

**【事務局（都市計画副課長）】**

議案第3号から議案第6号につきましては、都市計画変更箇所が重複するものもございしますので、一括して説明いたします。

はじめに、議案第3号「知多都市計画用途地域の変更（知多市決定）」について、ご説明いたします。右肩番号3-1の資料をご覧ください。

用途地域とは、地域における居住環境の保護や業務の利便の増進を図るため、都市計画法第8条に定められる地域地区の一種で、同法第9条において定義される住居系、商業系、工業系の計12種類の用途地域について、建築基準法で具体的な土地利用の制限を定める



ものです。今回、用途地域を変更する箇所は、新知七五三山地区、朝倉駅周辺地区、及び佐布里切山地区でございます。

右肩番号3-2の図面をご覧ください。新知七五三山地区は、都市計画マスタープランにおける「快適・機能的で安心・安全な都市づくり」を実現するために、既存ストックを活用しながら、公共交通の利用を中心にした公共公益的施設の集積を計画的に進める必要があります。

また、当該地区内の旧知多市民病院跡地について積極的な利活用が検討されており、周辺施設を含む、公共公益的施設の維持及び将来の更なる集積を見据えた土地利用を誘導するため、市街化区域へ編入し、適切な用途地域を定めます。

容積率200%、建蔽率60%の第一種住居地域、及び、容積率200%、建蔽率60%の第二種住居地域を配置することで、周辺の住宅地と調和した良好な住宅系市街地の形成が図られます。

右肩番号3-3の図面をご覧ください。朝倉駅周辺地区は、知多市都市計画マスタープランにおける、「都市の資源をいかした活力ある都市づくり」を、基本理念を支える柱の一つとし、この将来像の実現に向け、「産業の振興や交流人口の増加を図ることによって、地域活力があふれる都市づくり」を目指すこととしています。

その中で、当該地区を市の中心となるにぎわいの「都市拠点」に位置付け、「行政、文化、スポーツ施設を利用する市民や臨海部工業地の従業者、来訪者等が買物・飲食や宿泊することができる都市機能等の充実を図る」こととしています。

容積率300%、建蔽率80%の近隣商業地域、及び、容積率400%、建蔽率80%の商業地域を配置することで、駅周辺に集中する交通を円滑に処理する駅前広場を整備するなど、都市拠点の形成が図られます。

右肩番号3-4の図面をご覧ください。佐布里切山地区は、土地区画整理事業を計画していたことから、暫定的な用途地域である容積率50%、建蔽率30%、高さ制限10mの第一種低層住居専用地域を定めておりましたが、合意形成が図られない等の理由により暫定的な用途地域のままになっておりました。

しかし、社会情勢の変化とともに当該地区では、民間開発による都市基盤施設の整備を進めてきたことから、周辺の土地利用状況等を総合的に勘案して、適切な用途地域に変更するものです。容積率100%、建蔽率60%の第一種低層住居専用地域に変更すること

で、周辺の住宅地と調和した良好な住宅系市街地の形成が図られるものです。

次に、議案第4号 「知多都市計画新知七五三山地区計画の決定（知多市決定）」について、ご説明いたします。

はじめに、地区計画制度の概要についてご説明いたします。右肩番号4-1の資料をご覧ください。

地区計画は、建築物の建築形態、公共施設の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、開発及び保全するための計画です。【誘導イメージ図】にあるように、用途地域だけでは誘導できない、地区レベルのきめ細かなまちづくりを誘導することができます。

次に、新知七五三山地区計画の必要性と効果について説明いたします。右肩番号4-2と4-3の資料をご覧ください。

新知七五三山地区の中心施設である旧知多市民病院は、知多市、東海市の両市民病院を統合し、急性期医療を提供する西知多総合病院が東海市内で開院したことを受け、旧施設の一部を利用し、慢性期・回復期医療を民間病院が提供することとなりました。

また、知多市内全域を対象とする公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を図るための知多市公共施設等総合管理計画では、当該地区を、保健・医療施設の集約や拠点化を図ることとしており、具体的には、知多市公共施設再配置計画において公共公益的施設の再配置方針を定め、その適正化方策や短期、中期的な取り組みについて示すこととしています。

さらに、知多市高齢者保健福祉計画第7次では、当該地区を健康福祉の拠点として、地域包括ケアに関連する機関のさらなる集積を目指すとともに、高齢者の生きがいづくりや、健康づくりなどの活動を行うために必要な拠点の確保を支援することとしています。

そこで、新知七五三山地区において、地区計画を定め、建築物等の規制誘導を積極的に推進することで、住居系市街地の形成及び公共公益的施設の集積を図ります。

新知七五三山地区は、市施行による基盤整備などが予定されています。地区整備計画に沿った整備が行われることで、秩序ある市街地が形成されることとなります。地区計画を定めることにより、防災上の安全性の確保などするため、道路、公園及び緑地を地区施設として適切に位置づけ、無秩序な宅地開発による不良な街区が形成されるのを未然に防止

します。

建築物に関する事項として、建築物の用途の制限などを定めることで、周辺環境と調和のとれた良好な住宅地の形成及び公共公益的施設の集約を図ります。

次に、議案第5号 「知多都市計画朝倉駅周辺地区計画の変更（知多市決定）」について、ご説明いたします。右肩番号5-1と5-2の資料をご覧ください。

朝倉駅周辺地区は、平成29年8月に有識者等で構成する朝倉駅周辺整備計画調査検討会議からの報告書を受け、平成30年3月に「朝倉駅周辺整備基本構想」を策定し、これに基づき、民間活力を導入した駅周辺整備事業が計画されています。

そこで、市が目指す高度な商業・業務機能の集積、駅周辺のにぎわい創出、まちなか居住を推進するために適切な土地利用規制が必要となるため、地区計画を変更します。

A地区は、市の商業・交流・にぎわいの拠点とし、商業施設、文化施設等を誘導します。B地区は、市の玄関口にふさわしいにぎわいを形成するため、公共施設、商業施設、宿泊施設等を誘導します。C地区は、市の新たな定住拠点とし、都市型住宅や生活利便施設等を誘導します。また、基本構想の計画対象地区内には、市内外からの多様な世代の人々が集まることを想定し、来訪者の安全・安心を損なう恐れのある施設（危険物を取扱う施設、風営法の規制対象となる施設等）の立地を制限します。

なお、変更前の計画では、都市計画道路大田朝倉線及び駅前交通広場に接する敷地内の建物のうち1階部分において、道路境界から1メートルの壁面後退制限を設けていましたが、本事業に合わせて駅前広場を再整備し、十分な歩行者空間を確保することから今回の変更に合わせて規制を削除することとします。

次に、議案第6号 「知多都市計画防火地域及び準防火地域の変更（知多市決定）」について、ご説明いたします。

防火及び準防火地域とは、市街地等における火災の危険を防除するために定める地域地区です。今回、防火・準防火地域を変更する箇所は、朝倉駅周辺地区でございます。右肩番号6-1と6-2の資料をご覧ください。

用途地域の変更に伴い、今回、第一種住居地域から商業地域に変更を行う区域において、地区の災害時における延焼防止及び良好な都市環境の形成を図るため、現在指定している

準防火地域から防火地域に変更します。

用途地域が商業地域に指定される区域約1haを準防火地域から防火地域に追加指定するものです。

最後に、本日お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。4件の都市計画の決定及び変更につきましては、平成30年11月13日から11月27日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしましたが、縦覧者、意見書の提出とにもごさいませんでした。区域区分・都市計画区域マスタープランの変更と同日に告示します。

以上で、議案第3号から第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

**【議長】**

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

**【委員1】**

区域区分や用途地域の変更に伴い、どのような規制や調整等が発生するのですか。

**【事務局（都市計画副課長）】**

区域区分や用途地域の変更に当たっては、都市計画法令のほかに、国土交通省や愛知県の定める運用指針などに沿って、市町村のマスタープランに基づく計画としなければなりません。

例えば、市街化区域への編入に当たっては、幅員4m未満の狭あい道路の解消や、排水機能を備えた市街地が整備されることなどが条件になっております。

また、用途地域の例として、商業系用途地域を指定する場合はマスタープランに定められた市の拠点とするほか、近隣市との調整を要します。

**【議長】**

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

**【委員2】**

新知七五三山地区について、先ほどのご説明の中で、地域包括ケア拠点のお話がありました。地域包括ケアというと高齢者介護を中心としたまちづくりになると思いますが、知多地域では、5市5町全域で、高齢者に限らずケアが必要な人たちを医療・福祉等を統合してケアしていこうという住民中心の動きがありますけれども、知多市においても、そのような方向性のもとに拠点誘導を進めていくということによろしかったですか。

**【事務局（都市計画課長）】**

都市計画としましては、医療・福祉・保健・健康等の施設を集積するというので、地区計画を定めて誘導していきますので、その中にどのような施設が入るのかということとは、福祉系の部署の担当となりますので、ここでの回答は控えさせていただきます。

**【議長】**

他に、ございませんか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。議案第3号「知多都市計画用途地域の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

**【委員全員】**

（挙手）

**【議長】**

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号「知多都市計画新知七五三山地区計画の決定（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

**【委員全員】**

（挙手）

**【議長】**

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

それでは、議案第5号「知多都市計画朝倉駅周辺地区計画の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

**【委員全員】**

(挙手)

**【議長】**

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

それでは、議案第6号「知多都市計画防火地域及び準防火地域の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

**【委員全員】**

(挙手)

**【議長】**

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

以上ですべての議案の審議が終了いたしましたので、事務局が答申案をお配りいたします。しばらくお待ちください。

ただいま、事務局が答申案を配布いたしましたとおり、議案第1号及び第2号は、「異議なし」、3～6号議案につきましては、「原案のとおり可決」ということで、委員を代表いたしまして会長の私から、後日市長に答申いたしますのでよろしくお願い申し上げます。以上で審議については、終了させていただきます。

続きまして、次第「3 その他」に移ります。

【事務局（都市計画副課長）】

事務局より、お知らせが2点ございます。

1点目は、「知多市都市計画マスタープランの改訂」でございます。右肩番号7-1の資料をご覧ください。

現行の知多市都市計画マスタープランは、平成23年3月策定のもので、目標年次が平成32年になっております。このため、新しい知多市都市計画マスタープランを平成32年度の公表に向けて、今年度から3か年で改訂作業を進めていくものであります。

この計画の上位計画として、市の総合計画や、本日審議いただいた、愛知県が作成する都市計画区域マスタープランがあります。また、関連計画として、緑の基本計画や環境基本計画等があります。

策定体制については、職員により構成する「策定部会及び作業部会」が原案を検討し、都市計画に関する学識経験者、市民、各種団体代表及び関係行政職員によって構成する「策定委員会」の意見・助言を踏まえて策定していきます。

また、第6次知多市総合計画の策定時に実施された市民アンケート調査の活用、パブリックコメントの実施等により、市民意見の反映に努めていきます。

策定スケジュールですが、今年度は現行の都市計画マスタープランの達成度検証や市域全体の課題の整理を進めていきます。来年度以降は、地域別で会議を開催するなどして、市民の方々の意見をより多く取り入れ、全体構想・地域別構想（案）についてまとめていきます。

また、先ほど説明した策定部会や作業部会、庁外の策定委員会などには、知多市都市計画マスタープラン策定の進捗状況を適宜、報告させていただきながら、ご意見をいただきたいと思っております。

本都市計画審議会においては、平成32年度末に、最終的にご審議いただく必要がありますので、よろしく願いいたします。

2点目は大規模災害時における都市計画審議会の臨時招集についてです。右肩番号7-2の資料をご覧ください。

昨今、東海エリアでは、南海トラフにおいて、想定外の被害をもたらす連動型の巨大地震の発生が懸念されております。本市におきましても、強い揺れによる建物の倒壊、市街地における大規模火災の発生、緊急輸送路となる交通網の分断などの被害が発生する恐れがございます。

大規模災害時の混乱に対応し、早期にまちを復興するためには、都市計画による復興市街地整備計画や、道路・公園等の都市施設の都市計画決定により、復興の方針を市民に示すことが有効と考えられますが、そのためには、都市計画審議会における審議および議決が必要となります。従いまして、発災後、審議会を開催する態勢が整った段階で委員のみなさまを招集させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

一方、大地震等の発生直後には、市民生活への大きな混乱が予想され、本審議会の招集も困難になるものと思われまます。知多市都市計画審議会条例第5条3項では、「審議会は、委員および議事に関係のある臨時議員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。」とされております。市といたしましても、臨時の審議会の開催場所、委員のみなさまへの通知の方法等を検討してまいりますので、ご理解とご協力をよろしく願います。

引続き今後の予定ですが、今年度の都市計画審議会につきましては、今のところ案件はなく、第3回の開催予定はございません。

最後に、本日の会議の議事録につきましては、さきに指名させていただきました委員の方にご確認、ご署名いただき、ホームページで公表してまいりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

事務局からのお知らせは以上でございます。

**【議長】**

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

**【委員3】**

1点目の都市計画マスタープランについて、資料の3ページ目の策定体制の中段に地区別会議とあり、4ページ目にも地域別ワークショップがあるのですが、地域別の会議



はどのように行われていくのか、お伺いたします。

**【事務局（都市計画副課長）】**

市全体を数地区に分け、地区別の課題整理や土地利用構想についての検討を行っていきます。市全体をどういった地区に分けるか、5地区なのか、10地区なのか、どういった方に参加いただくのか、いつ行うのかについては、現在調整中です。現行のマスタープランでは、市全体が5地区に分けられていますので、それを基に新しいマスタープランの地区別の分け方を検討して行きたいと考えております。

**【議長】**

他にございませんか。

ないようですので、これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日は、ご熱心なご審議と進行へのご協力をいただきまして、ありがとうございました。

終わりに、事務局、何かございますか。

**【事務局（都市計画課長）】**

事務局から一言、お礼を申し上げます。

新美会長におかれましては、長時間に渡り、議事の進行をいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、熱心なご審議ありがとうございました。

今後の本市、都市計画につきましても、皆様方のご支援をお願いし、本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。